

平成26年9月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成26年9月17日〔水曜日〕 9時00分 開会

2. 開催場所 市役所3階 庁議室

3. 出席委員 (14名)

| | | |
|------|------|-------|
| 会長 | 4 番 | 脇田 峰生 |
| 職務代理 | 8 番 | 日笠山 隆 |
| 委員 | 1 番 | 小倉 伸一 |
| // | 2 番 | 橋口 好文 |
| // | 3 番 | 瀬川 寅夫 |
| // | 5 番 | 石寺 政和 |
| // | 6 番 | 岩本 延男 |
| // | 7 番 | 浦口 幸夫 |
| // | 9 番 | 日高 仙三 |
| // | 10 番 | 中村 正幸 |
| // | 11 番 | 河本アツミ |
| // | 12 番 | 南 重徳 |
| // | 13 番 | 古田 洋美 |
| // | 14 番 | 白河 澄雄 |

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 非農地証明願いについて

○事務局

おはようございます。定刻になりましたので9月の定例総会を開催します。

はじめに、会長のあいさつをいただき、その後会議の進行をお願いします。

○会長

みなさん、おはようございます。まだまだ暑い日が続く一方で、朝夕は涼しくなり秋めいた季節となりました。

また、運動会の季節となり、21日は小学校、校区の合同運動会も開催されるようですが。さらに、市民体育祭の練習や反省会で忙しい時期となります。体調を崩さないよう頑張っていただきたいと思います。

それでは、早速9月の定例総会を開催いたします。

○議長

はじめに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名」をします。

議事録署名委員には、10番中村委員と11番河本委員を指名します。

以上で日程第1を終わります。

○議長

続きまして、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明します。資料は1ページになります。今月は、所有権2件の申請がありました。

1番です。住吉能野地域です。台帳、現況地目は田の1筆で、面積955平米を贈与により所有権移転するものです。

2番です。現和浅川地域です。台帳、現況地目は田が2筆、畑が5筆で合計面積16062平米を贈与により親から子へ所有権移転するものです。

以上、本件1番、2番については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

○1番委員

1番です。番号1について説明します。場所は能野地区の国道横の水田地帯の一番奥の田です。9月15日に譲受人立ち会いの下、現地調査及び聞き取り調査を行いました。

譲受人は、さとうきびを5反ほど耕作している農家で、トラクターや耕耘機の機械類も所有しており、問題はありませんでした。

また、譲渡人については、電話で確認をしております。以上です。

○7番委員

7番です。2番について説明します。申請については、田が2筆で畑が5筆の親から子への譲与です。上の2筆の田は西俣の田浦です。譲受人は、きび専門で農業経営を行っておりまして、今回親から子へ経営を移譲するということでした。9月11日に譲受人と現地を確認しました。申請に間違いはございませんでした。以上です。

○議長

ただ今議案第1号について、事務局並びに担当委員から説明がございました。これについて、質疑のある方は挙手でお願いします。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決します。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい。全員の賛成でありますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」の1番、2番については許可することとします。

○議長

続きまして、議案第2号「非農地証明願いについて」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局

議案第2号「非農地証明願いについて」を説明します。資料は、2ページです。

1番は榕城の竹鶴地区の土地です。台帳地目が田ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1の（ウ）に該当します。

2番は住吉の深川地区の土地です。台帳地目が田ですが、昭和60年頃から耕作せず、現在山林となっております。交付基準1の（ウ）に該当します。

3番は住吉の浜之町地区の土地です。台帳地目が畑ですが、昭和30年頃から耕作せず現在宅地となっております。交付基準1の（イ）に該当します。

4番は現和の浅川地区の土地です。台帳地目が畑ですが、昭和35年頃から耕作せず、現在宅地となっております。交付基準1の（イ）に該当します。

5番は安納の峯地区の土地です。台帳地目が田ですが、平成22年頃から耕作せず、現在原野となっております。交付基準1の（ウ）に該当します。以上です。

○議長

これについては、昨日現地調査が行われております。調査委員の方々はご苦労様でした。それでは、調査委員長の報告をお願いします。

○3番委員（調査委員長）

昨日私と5番委員、事務局2名、各担当委員で調査にいきました。良い天気で調査することが出来ました。調査員の方々はご苦労様でした。

それでは報告します。1番は、竹鶴の集落近くで市道より50メートルぐらい入った

場所でした。現地は、全て竹で被われており原野の状況でした。

2番は、私の担当地区で先程説明があったようにすでに原野状態でした。以前は、所有者は牛を飼っておりましたので、草切り場として利用していましたが、牛も飼わなくなってしまったようです。

3番は、現在住宅が建つて借家になっておりました。将来はこの借人の畑と交換してこの住宅を譲るということになっているようです。場所は、住吉灯台線のすぐ横で、昔キャンプ場があった場所への入り口のところです。

4番は、備考欄にありますようにすでに住宅やハウス、駐車場になっております。場所は、浅川から安城に向かう県道の横で、橋を過ぎた集落の外れの左側です。

5番ですがスライドを見ていただければ解りますが、耕作しなくなつて4、5年しか経っておりません。従つて、農地への復元も出来そうですが、海岸の近くで石が多く農業用機械がダメになるということで復元は難しいということでした。本当に石が多いか現地で確認しましたが、少し掘ると確かに石だらけでございました。また、隣は耕作していましたので、どうしてか伺つたところ土木業者さんに客土をしてもらって作っているということでした。現地の状況から非農地はやむを得ないのではないかという皆さんの意見がありました。以上です。

○議長

続きまして、担当委員の説明をお願いします。

○2番委員

ただ今の調査委員長のとおりの状況でした。

○7番委員

7番です。番号4について説明します。場所は今調査委員長の報告のとおりです。スライドの写真的奥の方に家が建つてますが、あれは15年ほど前に建て替えたようです。50年前にはスライドのブルーシートの先に大きな家と倉庫が建つておりましたが、壊れた時今の家を建てたということでした。今回地目が畑ということが解り非農地の申請をおこなつたようです。以上です。

○9番委員

今、調査委員長から報告があつたように、耕作をやめてから4、5年しか経っておりませんが、地主さんは以前から担当委員に相談していたようです。私も気になつて14日に本人に会い、現場も詳しく調べましたが田の中は丸石だらけでした。ここを復元して借る人がいれば貸したいということでしたが、中々借りる方はいないようです。また、本人も高齢で自分で復元して耕作する元気はないということでした。さらに端の方には木々も生えており非農地はやむを得ないと想います。

○議長

はい、ただ今事務局、調査委員長、担当委員の方から議案第2号について報告がありました。これについて、質疑のある方は举手でお願いします。

○2番委員

2番の字平田の土地について、伺います。ここは以前草切り場として利用していて、まだススキなどが生えている状態ですが、農地として復元は厳しいでしょうか。道路の便も良いようですが。

○3番委員（調査委員長）

場所は、国道の横です。農地に復元することは何とか可能であるとは思いますが、ここは田でありまして、水が架からいない場所です。以前は上の高台の田からの落水で耕作していましたが、その上の田も水がなく、荒れた状態でした。今は、地域保全活動でひまわりが生えているところです。このような状況ですので田として今後利用できる状態ではありませんでした。

○2番委員

はい。解りました。

○議長

他に質疑はないようですので、採決をしたいと思います。

議案第2号非農地証明願いの1番から5番について、非農地として承認する方の挙手をお願いします。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、議案第2号非農地証明願いの1番から5番については、非農地として承認することに決定しました。

本日は、この2議案です。以上を持ちまして、本日の審議を全て終了します。

平成26年9月17日

会長 脇田 峰生 

10番委員 中村 正幸 

11番委員 沢本 アツミ 